

令和8年8月吉日

全自動貸金庫をご利用のお客さまへ

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

当組合では、全自動貸金庫の管理は厳重かつ万全を期しておりますが、令和7年3月他行における貸金庫保管物の窃取事件を踏まえまして、お客さまに安心してご利用いただくため、全自動貸金庫の副鍵の保管・管理を「黒田原支店」から「本部」に変更いたしました。

変更に伴い、お客さまが「全自動貸金庫」の鍵を紛失された場合などには、副鍵を本部より取り寄せてからの対応となりますので、開錠に数日を要することになります。

また、貸金庫保管物につきましては、これまでもお客さまご自身で管理いただいているところですが、今後も定期的に保管物をご確認いただくと共に、利用目的の確認として、書面による申出を行うこととします。

第1条(格納品の範囲)

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。ただし、各納品の総重量は20キログラム以下とします。
 - ① 公社債券、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。
- (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
 - ① 現金、その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクが高いと考えられるもの
 - ② 爆発物、銃刀類等の法令により所持が禁止されているもの、変質、腐敗、発熱、発火のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの
 - ③ 破損しやすいもの

第2条(利用目的の確認)

- (1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当組合の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

以上

本件に関するお問い合わせは、黒田原支店までお願いします。

(電話0287-72-1331 平日9:00~17:30)



那須信用組合

